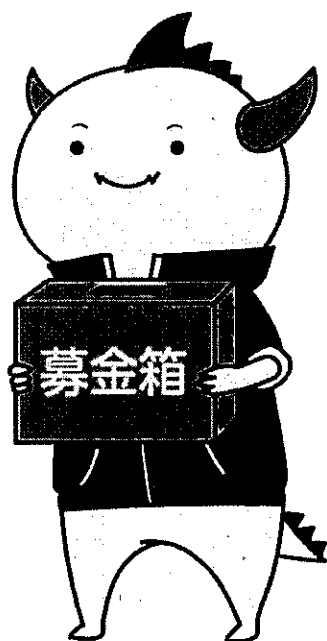


# 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会

## 第1回 募金・協賛推進委員会



**福井しあわせ元気国体 2018**

**福井しあわせ元気大会 2018**

第73回 国民体育大会/第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ

平成 2 7 年 7 月 2 3 日 (木)



# 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会 第1回 募金・協賛推進委員会

## (本冊資料 目次)

### ○ 報告事項

- (1) 国体・障害者スポーツ大会の概要 . . . P 1
- (2) 募金・協賛推進委員会の設置について . . . P 5

### ○ 審議事項

- (1) 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会  
募金・協賛推進基本計画 (案) . . . P 7
- (2) 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 募金趣意書 (案) . . . P1 2
- (3) 募金・協賛推進基本計画 募金謝意表明実施要項 (案) . . . P1 3
- (4) 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金  
募金箱設置要項 (案) . . . P1 5
- (5) 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会  
募金・協賛推進委員会幹事会設置要綱 (案) . . . P2 2

### ○ 説明事項

- (1) 先催県における募金の種類ごと実績について . . . P2 5
- (2) ふるさと納税制度の活用について . . . P2 5
- (3) 募金グッズについて . . . P2 5

### ○ 参考資料

- (1) 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会会則 . . . P2 6
- (2) 総会から常任委員会および募金・協賛推進委員会への委任事項 . . . P3 1



# 報 告 事 項



大会名	第73回国民体育大会	第18回全国障害者スポーツ大会
愛称	福井しあわせ元気国体	福井しあわせ元気大会
スローガン	織りなそう カと技と美しさ	織りなそう カと技と美しさ
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの普及、国民の健康増進と体力の向上</li> <li>・地方スポーツの振興と地方文化の発展</li> <li>・国民生活を明るく豊かに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある選手がスポーツの楽しさを体験</li> <li>・国民の障害に対する理解を深める</li> <li>・障害者の社会参加を推進</li> </ul>
主催	福井県、会場地市町、文部科学省、(公財)日本体育協会、(公財)日本体育協会加盟競技団体	福井県、会場地市町、文部科学省、(公財)日本障がい者スポーツ協会
会期	平成30年9月29日(土)～10月9日(火)	国体後に開催(3日間) ※平成27年夏頃に(公財)日本障害者スポーツ協会が決定
総合開会式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場 県営陸上競技場</li> <li>・参加人数 約26,000人(観客、選手団、出演者など)</li> <li>※天皇皇后両陛下のご臨席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場 県営陸上競技場</li> <li>・参加人数 約24,000人(観客、選手団、出演者など)</li> <li>※皇太子同妃両殿下のご臨席</li> </ul>
総合閉会式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場 県営陸上競技場</li> <li>・参加人数 約12,500人(観客、選手団、出演者など)</li> <li>※秋篠宮同妃両殿下のご臨席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場 県営陸上競技場</li> <li>・参加人数 約17,000人(観客、選手団、出演者など)</li> <li>※高円宮妃殿下のご臨席</li> </ul>
競技会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技 <ul style="list-style-type: none"> <li>正式競技 37競技(陸上、水泳など)</li> <li>特別競技 1競技(高校野球)</li> <li>公開競技 4競技(ゲートボールなど)</li> <li>デモンストラションスポーツ 36競技(エスキーテニスなど)</li> </ul> </li> <li>・会場地 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内17市町、県外2市</li> </ul> </li> <li>・参加人数 <ul style="list-style-type: none"> <li>選手・監督 約22,000人</li> <li>観客 延べ約50～70万人</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技 <ul style="list-style-type: none"> <li>正式競技 13競技(陸上、水泳など)</li> <li>オープン競技 3競技(車いすテニスなど)</li> </ul> </li> <li>・会場地 <ul style="list-style-type: none"> <li>県内11市町</li> </ul> </li> <li>・参加人数 <ul style="list-style-type: none"> <li>選手・監督 約5,500人</li> <li>観客 延べ約2～5万人</li> </ul> </li> </ul>

広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>PRイベントの開催、横断幕の掲出、広報紙の配布、出前講座の開催 など</li> </ul> </li> <li>・マスコット <ul style="list-style-type: none"> <li>「はびりゅう」の商品への活用</li> </ul> </li> </ul>
県民運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>「1県民1参加」「1県民1スポーツ」「1県民1自慢」</li> </ul> </li> <li>・実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>花いっぱい運動、クリーンアップ運動、身近なスポーツへの参加、おもてなし、運営へのボランティア参加 など</li> </ul> </li> </ul>
募金・協賛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募金 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人や職場、企業・団体などから募金を募り、県民運動経費などに充当</li> </ul> </li> <li>・協賛 <ul style="list-style-type: none"> <li>企業・団体から協賛金などを募り、広報費等に充当</li> </ul> </li> </ul>
物品調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達額(県分) <ul style="list-style-type: none"> <li>約43億円(岐阜県実績)</li> </ul> </li> <li>・調達方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業等の契約機会の確保、地場産品の開発・活用 など</li> </ul> </li> <li>・調達品 <ul style="list-style-type: none"> <li>運営スタッフのユニフォーム、メダル、PRグッズ、大会プログラムなどの印刷物、競技会場の仮設工事 など</li> </ul> </li> </ul>
選手強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年部(主に高校生) <ul style="list-style-type: none"> <li>県内で育成・強化</li> </ul> </li> <li>・成年部 <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと選手などに加えて、U・Iターンなど県内で就労し、国体に出場できる選手を確保「スポジョブふくい」</li> </ul> </li> </ul>

福井しあわせ元気国体 会場市町配置図 (正式競技、特別競技、公開競技)

福井市 (総合開・閉会式、14競技)

総合開・閉会式	県営陸上競技場
陸上競技	県営陸上競技場
テニス	県営テニスコート、市わかばびんごコート
ボクシング	県産業会館
バドミントン	市体育館、県営体育館
ハンドボール	市体育館、県営体育館
自転車(トラック)	福井競輪場
ソフトテニス	市わかばびんごコート
柔道	県立武道館
ソフトボール	市さくら公園多目的グラウンド
テニス(CP以外)	県立テニスコート射撃場、足羽高校体育館
射撃(CP)	県警察学校射撃場
剣道	県立武道館
アーチェリー	市さくら公園射撃場(兼ラグビー場)
ボウリング	市わかばびんご WAVE40
高等学校野球【特別】	県営野球場(硬式) 福井フェニックススタジアム(軟式)

若狭町 (3競技)

水泳	オープンウォータースイミング	食見海岸特設会場
ゲートボール【公開】	町多目的交流広場	「若狭さとうみパーク」
ラグビー【公開】	町多目的交流広場	「若狭さとうみパーク」、三方グラウンド

高浜町 (2競技)

セーリング	若狭和田町特設会場
トライアスロン	町特設トライアスロン会場

おおい町 (2競技)

レスリング	町総合運動公園体育館
軟式野球	町総合運動公園野球場

石川県金沢市 (1競技) ※県外開催

飛込	金沢市営プール
水球	金沢市営プール

静岡県御殿場市 (1競技) ※県外開催

馬術	御殿場市馬術・スポーツセンター
----	-----------------

小浜市 (4競技)

バレーボール	びびパーク特設会場
ラグビー	市民体育館
軟式野球	市営野球場
ラグビーフットボール	市総合運動場陸上競技場・多目的グラウンド

敦賀市 (6競技)

水泳(競泳)	市総合運動公園プール
卓球	市総合運動公園体育館
軟式野球	市総合運動公園野球場
ソフトボール	市さくらめきスタジアム
近代的弓道	市総合運動公園弓道場
遠的弓道	市総合運動公園陸上競技場特設遠的弓道場
空手道	市総合運動公園体育館

美浜町 (2競技)

ボート	県立久々子湖漕艇場
軟式野球	町総合運動公園野球場

南越前町 (1競技)

軟式野球	桜橋総合運動公園野球場
------	-------------

越前町 (1競技)

ホッケー	県立ホッケー場、町営朝日総合運動場
------	-------------------

大野市 (4競技)

相撲	市立野田広場総合体育施設体育館
自転車(ロード)	市特設ロードコース
カヌー	九頭電川特設カヌー会場
パワーリフティング【公開】	おおのまちなか交流センター

池田町 (1競技)

山岳	池田町特設会場
----	---------

鯖江市 (2競技)

体操	体操	サントーム福井
なぎなた	新体操	市総合体育館

越前市 (4競技)

ソフトテニス	武生中央公園陸球場
軟式野球	丹南総合公園野球場
フェンシング	武生中央公園体育館
ソフトボール	武生東運動公園ソフトボール場

あわら市 (3競技)

バレーボール	市農業者センターセンター
カヌー(スラット)	北湯湖特設カヌーコース
ゴルフ	芦原ゴルフクラブ、越前カントリークラブ、福井国際カントリークラブ

永平寺町 (3競技)

バドミントン	緑の村ふれあいセンター、松岡中学校体育館
ハンドボール	緑の村ふれあいセンター、北陸電力福井体育館フレア
ソフトボール	松岡総合運動公園 You me meパーク

勝山市 (3競技)

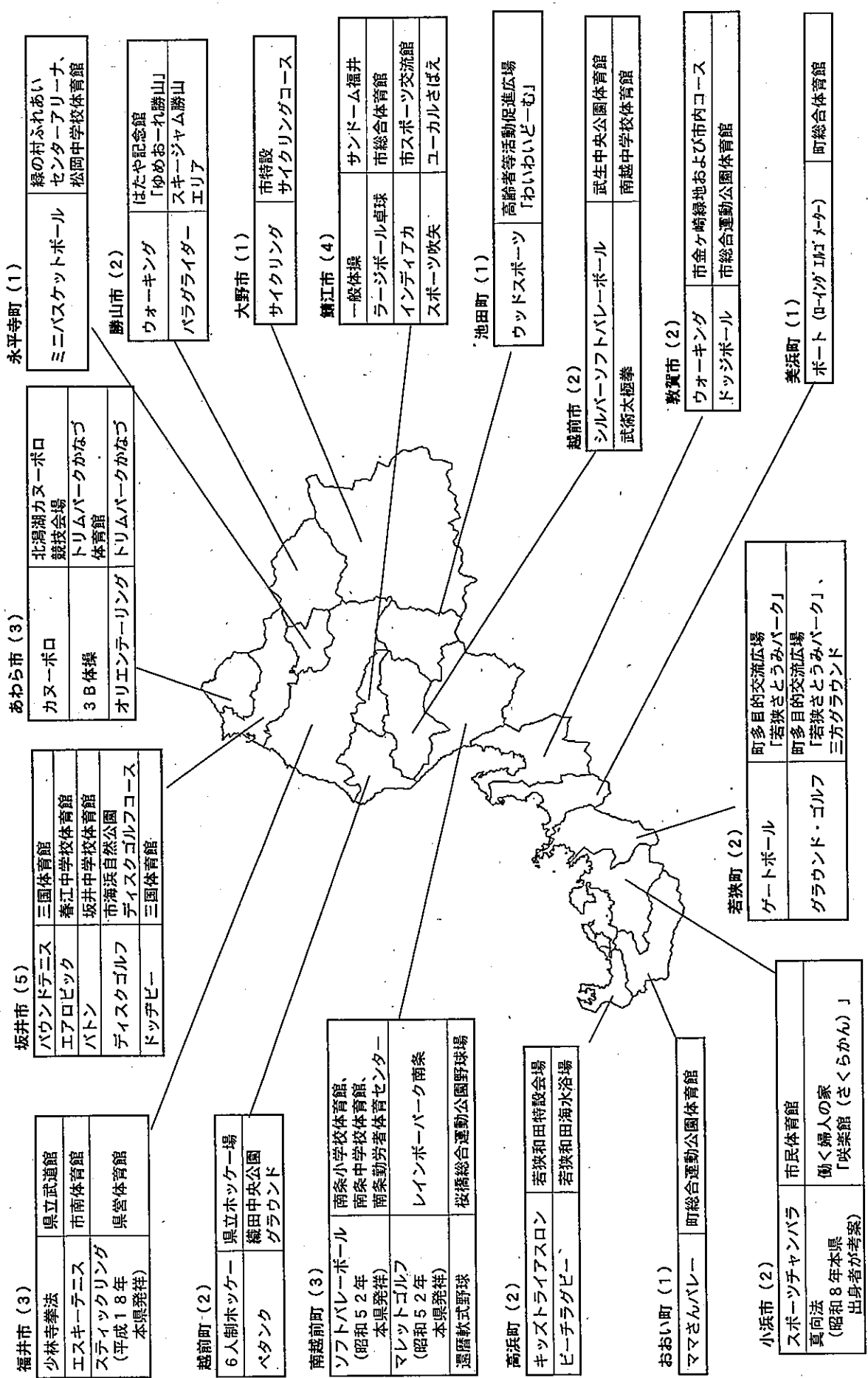
バドミントン	勝山市新体育館(仮称)
クレール射撃	県立クレール射撃場
綱引【公開】	勝山市新体育館(仮称)

○正式競技	37競技	48種目
○特別競技	1競技	2種目
○公開競技	4競技	4種目
計	42競技	54種目



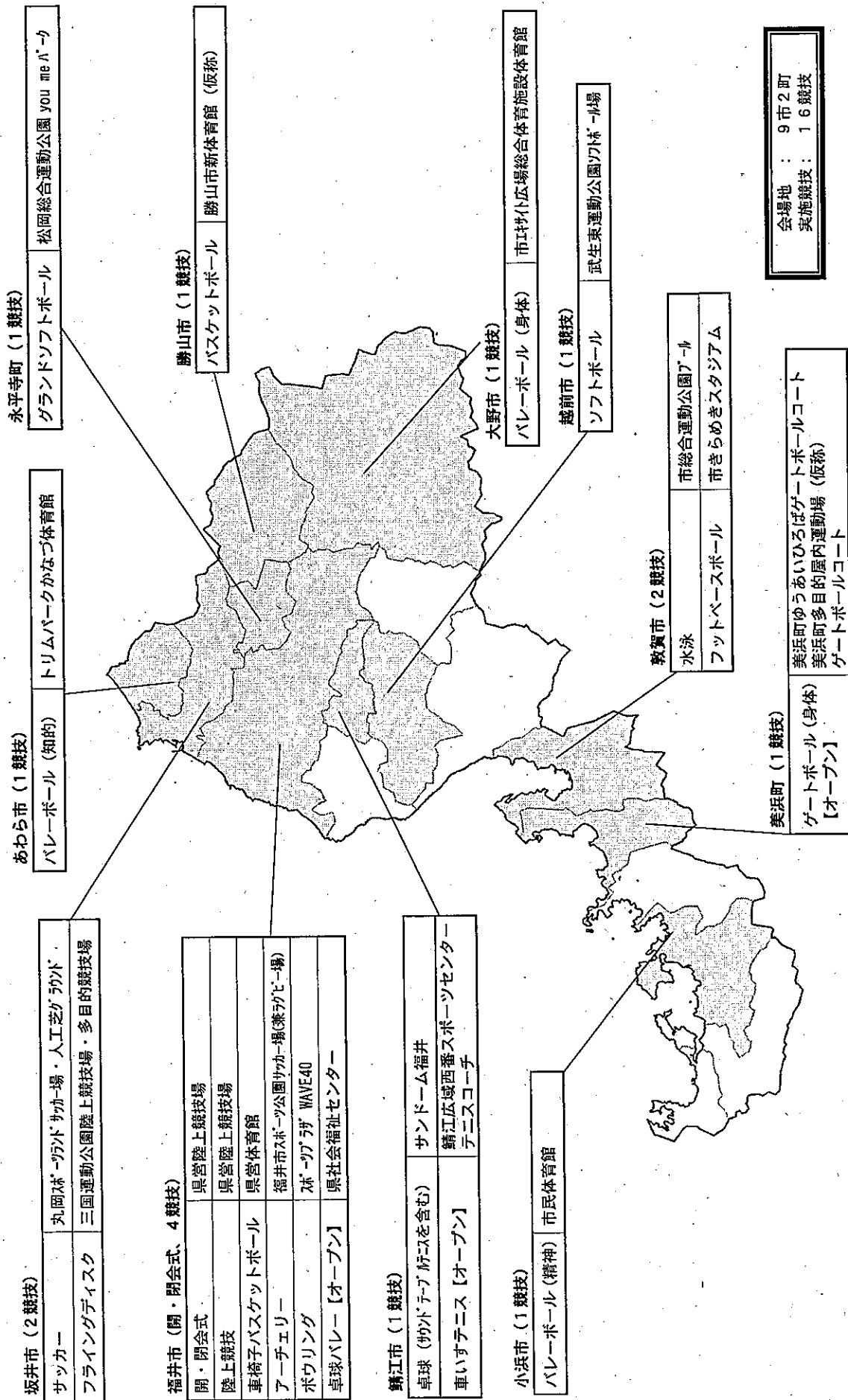
福井しあわせ元気国体 (第73回国民体育大会)

会場地市町配置図 (デモンストレーションスポーツ)



※ 37競技を17市町で開催

福井しあわせ元気大会 (第18回全国障害者スポーツ大会) 会場地市町配置図



## 募金・協賛推進委員会の設置について

平成24年7月27日に開催された第73回国民体育大会福井県準備委員会第3回総会において、第73回国民体育大会福井県準備委員会（現、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会）内に「募金・協賛推進委員会」が設置され、当委員会において、大会の募金および協賛について、審議し決定することとされた。

## 《「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会会則 抜粋》

## (会議の種類)

第10条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・協賛推進委員会
- (4) 検討会

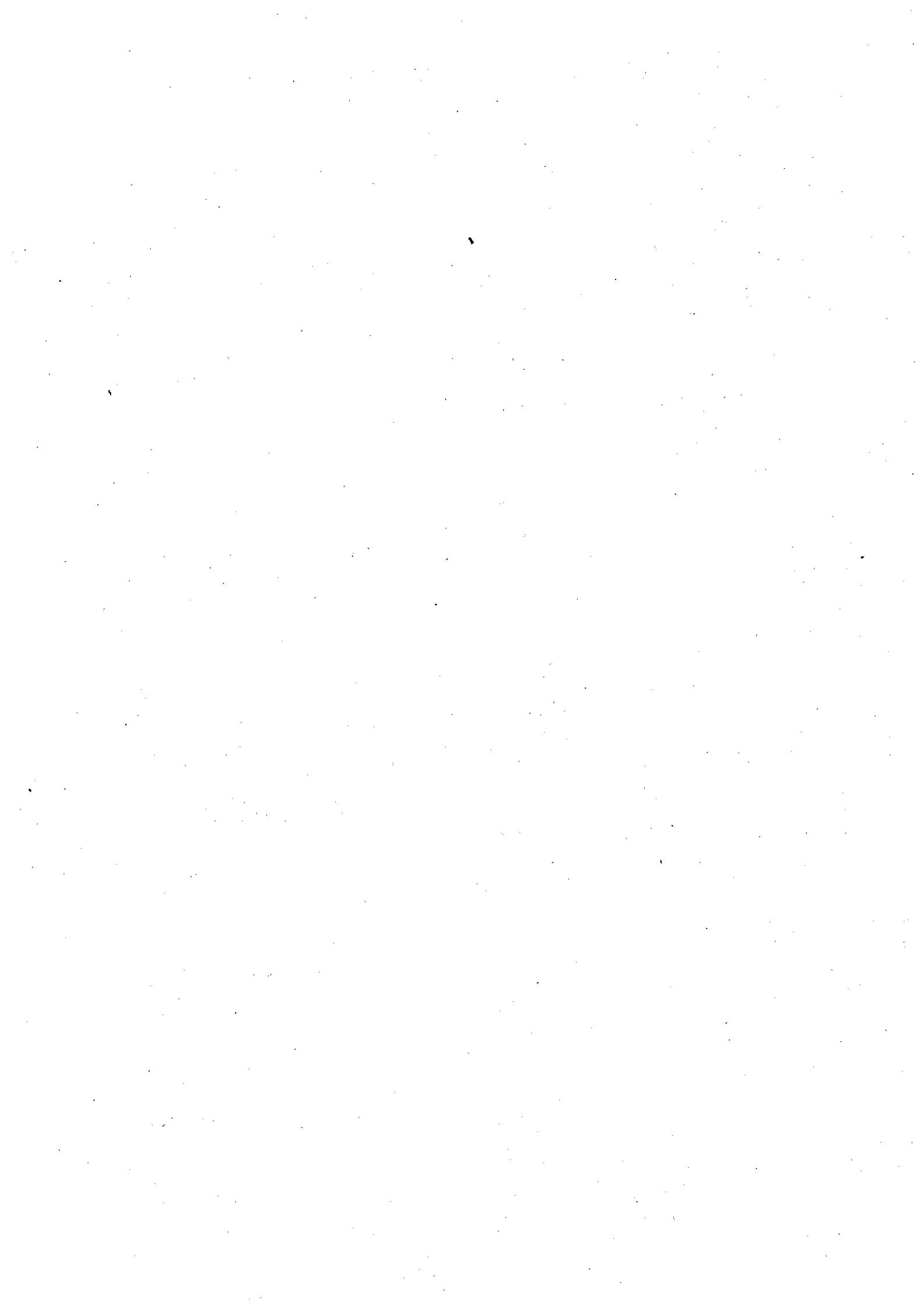
## (募金・協賛推進委員会)

第13条 募金・協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 募金・協賛推進委員会に委員長および副委員長を置き、会長が委嘱する。
- 3 募金・協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 募金・協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金および企業協賛の推進に関する事項について審議し、決定するほか、募金および企業協賛の推進に必要な事業を行う。
- 6 募金・協賛推進委員会は、前項に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告する。
- 7 第8条の規定は、募金・協賛推進委員の任期等について準用する。
- 8 第11条第5項および第6項の規定は募金・協賛推進委員会について準用する。



# 審 議 事 項



福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会  
募金・協賛推進基本計画（案）

第1号議案

参考：別冊資料 P1

福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県民総参加の大会を実現するとともに、県内外の幅広い協力を得て大会の周知と開催気運の醸成を図るため、募金、協賛を推進する。

1 募金の名称

募金の名称は、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金」（以下「募金」という。）とし、愛称を「はぴりゅう募金」とする。

2 募金の種類

募金の種類は、次のとおりとする。

(1) 個人募金

広報紙、各種メディア、リーフレット等を活用し、広く一般県民に募金を呼びかける。

(2) 職場募金

企業・団体等に勤務する個人に対し、職場単位の募金を呼びかける。

(3) 募金箱募金

県および市町の関係機関をはじめ、企業・団体等の協力を得て、幅広く募金箱を設置する。

(4) イベント募金

各種イベントでの広報活動と連動した募金活動を実施する。

(5) 企業・団体募金

協賛と併せて、企業・団体による募金を呼びかける。

(6) その他の募金

マスコットキャラクターを活用した各種グッズの販売を実施し、その売上げの一部を募金に充当する。

3 募金の目標額

募金の目標額は、4億円とする。

4 募金の実施期間

募金の実施期間は、平成27年8月17日から平成30年10月31日までとする。

5 募金の対象者

募金の対象者は、県内外の企業・団体および個人とする。

6 募金の受入れおよび用途

募金は福井県が寄附金として受け入れ、「スポーツふくい基金」に積み立てるものとし、大会のボランティア、県民運動に要する経費など大会の開催経費に充てるものとする。

## 7 謝意表明の実施

一定額以上の寄附者に対しては、感謝状や記念品の贈呈等による謝意表明を実施することとし、その実施方法については別に定める。

## 8 協賛の名称

協賛の名称は、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会協賛」とする。

## 9 協賛の種類

協賛の形態は、次のとおりとする。

### (1) 国体パートナー

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）に対して、1,000万円の協賛金を提供する企業・団体

### (2) オフィシャルスポンサー

準備委員会に対して、500万円の協賛金を提供する企業・団体

### (3) オフィシャルサポーター

準備委員会に対して、100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業・団体

### (4) オフィシャルサプライヤー

準備委員会に対して、準備委員会が指定する100万円相当額以上の物品等（以下「提供物品」という。）を提供する企業・団体

### (5) 大会協力企業

準備委員会に対して、準備委員会が必要と認めた10万円相当額以上の物品等（以下「提供物品」という。）を提供する企業・団体

## 10 企業協賛金の目標額

企業協賛金の目標額は、1億円とする。

参考：別冊資料 P2

## 11 協賛の特典

準備委員会は、協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

## 12 協賛の募集期間

協賛企業・団体の募集期間は、次のとおりとする。

### (1) 国体パートナー・オフィシャルスポンサー・オフィシャルサポーター

平成27年8月17日から平成30年3月31日まで

### (2) オフィシャルサプライヤー・大会協力企業

平成27年8月17日から大会終了まで

## 13 協賛金の収納期間

「8 協賛の種類」に定める協賛金等の収納期間は、原則、次のとおりとする。

### (1) 国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター

平成28年4月1日から平成30年6月30日まで

### (2) オフィシャルサプライヤー、大会協力企業

平成28年4月1日から大会終了まで



#### 14 協賛企業・団体との契約

準備委員会は、協賛企業・団体と、協賛金等の支払いまたは提供時期、特典内容等を明示した契約を締結する。

#### 15 協賛金等の受入れおよび使途

協賛金等は準備委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会運営に使用する。

#### 16 その他

- (1) 準備委員会は、会場地市町および競技団体と協力して募金活動を推進する。
- (2) 会場地市町の準備委員会および競技団体が協賛制度を実施する場合は、企業・団体の混乱を避けるため、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会協賛」と類似する名称を使用しないものとする。
- (3) この基本計画に定めるもののほか、募金および協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

別表（9 協賛の特典関係）

	特典の内容
国体パートナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「国体パートナー」の呼称使用権</li> <li>② 国民体育大会標章の広告使用権</li> <li>③ 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>④ 国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権</li> <li>⑤ 総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出</li> <li>⑥ 市町競技会場内におけるPR看板掲出</li> <li>⑦ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>⑧ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のバックボードへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑨ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑩ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> <li>⑪ 総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑫ 総合開・閉会式会場等におけるPRブース出展権</li> <li>⑬ 新聞、テレビ、ラジオへの広告</li> <li>⑭ 大会広報紙等への企業・団体ロゴの掲載</li> <li>⑮ 輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑯ 国体パートナー独自の協賛内容…日本体育協会が実施</li> <li>⑰ 総合開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング</li> <li>⑱ 総合開・閉会式会場における物販ブースの出展に関わる権利</li> <li>⑲ 市町競技会場における企業協賛および物販ブースの出展に関わる権利</li> <li>⑳ 市町競技会において出場選手が着用するゼッケンやナンバーカード等に企業・団体ロゴを掲出する「ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等」に協賛できる権利</li> </ul>
オフィシャルスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>③ 大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権</li> <li>④ 総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出</li> <li>⑤ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>⑥ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のバックボードへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑦ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑧ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> <li>⑨ 総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑩ 総合開・閉会式会場等におけるPRブース出展権</li> <li>⑪ 新聞、テレビ、ラジオへの広告</li> <li>⑫ 大会広報紙等への企業・団体ロゴの掲載</li> <li>⑬ 輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑭ 総合開・閉会式会場内での自社製品・広告のサンプリング</li> </ul>

	特典の内容
オフィシャルサポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「オフィシャルサポーター」の呼称使用権</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>③ 大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権</li> <li>④ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>⑤ 県準備委員会会長が記者会見を行う際のバックボードへの企業・団体ロゴの掲出</li> <li>⑥ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑦ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> </ul>
オフィシャルサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用権</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>③ 市町競技会場周辺におけるPR看板掲出</li> <li>④ 大会ウェブサイトへの企業・団体ロゴの掲出およびリンク設定</li> <li>⑤ 総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</li> <li>⑥ 提供物品等への企業・団体名の掲出</li> </ul>
大会協力企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「大会協力企業」の呼称使用権</li> <li>② 大会愛称、大会マスコットの広告使用権</li> <li>③ 大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出</li> <li>④ 総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載</li> <li>⑤ 提供物品等への企業・団体名の掲出</li> </ul>

※PR看板、総合プログラム等への広告掲載については、協賛の種類によって大きさ等が異なる。

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金趣意書（案）

平成30年（2018年）秋、第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会が福井県で開催されます。

両大会の開催は、スポーツの普及振興、障害者の社会参加の促進はもとより、子どもから高齢者まで県民の健康づくりの好機として、各地域において県民が手軽にスポーツに親しむ環境づくりに繋がることが期待されています。

このため、本県では、「スポーツの感動を広め、未来へつなげる」を基本目標とし、「選手が躍動し、感動を生む国体」、「県民が創り、楽しむ国体」、「参加者のつながりを深め、福井の魅力を発信する国体」を目指しております。

現在、県、市町、競技団体、関係団体等が一体となり開催準備を進めておりますが、両大会を成功に導くためには、企業や各種団体、そして、県民一人ひとりの皆様方のより一層の御支援と御協力が何よりも必要であります。

このような趣旨から、皆様からの募金につきましては、開・閉会式会場のおもてなし広場の運営、花いっぱい運動、両大会で活躍いただくボランティアなど県民運動をはじめとした大会運営費として活用させていただきたいと考えております。

皆様方には、何卒この趣旨に御賛同いただき、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月23日

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会  
募金・協賛推進委員会

委員長 川田達男

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会  
会長 西川一誠

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会  
募金・協賛推進基本計画 募金謝意表明実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 募金・協賛推進基本計画「6 謝意表明の実施」について、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金の寄附者（以下「寄附者」という。）に対する謝意表明の実施に関し、必要な事項を定める。

（実施基準）

第2条 寄附者に対する謝意表明は、原則として別表「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金謝意表明実施基準表」（以下「基準表」という。）により実施するものとする。

2 分割寄附の場合は、全体の寄附金額により基準表を適用するものとする。

（贈呈式）

第3条 贈呈式による謝意表明は、次のとおりとする。

（1）寄附者に対し、贈呈式の出席について意向を確認のうえ、日時、場所、出席者等について調整するものとする。

（2）同一者から複数回にわたり贈呈式を行う金額の寄附があった場合でも、原則として一回に限り実施とする。

（3）寄附者が贈呈式を辞退した場合は、感謝状等を持参または郵送するものとする。

（実施時期）

第4条 謝意表明は、寄附金の収納確認後速やかに実施するものとする。

ただし、贈呈式については、年複数回期日を定め、複数の寄附者を対象に一括で実施することができるものとする。

（報道機関への対応）

第5条 贈呈式の実施に際しては、寄附者の了承を得たうえで、必要に応じて報道機関へ事前に資料を提供し、取材を依頼するものとする。

2 提供する資料は次のとおりとする。

（1）贈呈式日時

（2）贈呈式会場

（3）寄附者氏名

（4）その他必要な事項

附 則

この要項は、平成27年8月17日から施行する。

(別表) 第2条関係

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金謝意表明実施基準表

寄附金額 個人および法人・団体	実施方法 (以下の礼品提供)	対応方法
100万円以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・礼状(書状)</li><li>・感謝状(額付き)</li><li>・ぬいぐるみ(大)</li><li>・開・閉会式入場券</li><li>・贈呈式記念写真(注1)</li><li>・大会ウェブサイト等への寄附者名の掲載(注2)</li></ul>	準備委員会長による贈呈式を実施
50万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"><li>・礼状(書状)</li><li>・感謝状(額付き)</li><li>・ぬいぐるみ(大)</li><li>・贈呈式記念写真(注1)</li><li>・寄附者一覧への寄附者名の掲載(注2)</li></ul>	準備委員会事務局長による贈呈式を実施
10万円以上 50万円未満	<ul style="list-style-type: none"><li>・礼状(書状)</li><li>・感謝状(額なし)</li><li>・ぬいぐるみ(小)</li><li>・広報紙</li><li>・寄附者一覧への寄附者名の掲載(注2)</li></ul>	郵送または持参
1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none"><li>・礼状(書状)</li><li>・広報紙</li><li>・記念品(ピンバッジ)</li><li>・寄附者一覧への寄附者名の掲載(注2)</li></ul>	郵送または持参

(注1) 贈呈式記念写真の提供は、贈呈式に出席した寄附者のみとする。

(注2) 寄附者名の掲載は、寄附者が同意した場合のみとする。

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）  
募金箱設置要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）が、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の推進を図るために設置する募金箱に関し、必要な事項を定める。

（設置場所）

第2条 募金箱は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の趣旨に賛同し、設置について協力いただける法人、団体等またはこれらの所属機関（以下「設置協力者」という。）に設置する。

（設置期間）

第3条 募金箱の設置期間については、募金箱を設置した日から平成30年10月31日までとする。

（募金箱の配付）

第4条 募金箱は、準備委員会が調達し、配付する。

2 設置協力者は、あらかじめ募金箱設置承諾書（別紙様式第1号）を準備委員会に提出するものとする。

（募金箱の管理）

第5条 準備委員会は、募金箱管理簿を備え、募金箱の数量、設置場所等について適正な管理を行わなければならない。

2 設置協力者は、事務所または店舗ごとに募金箱管理者を定め、募金箱受領書兼設置書（別紙様式第2号）を準備委員会に提出するものとする。

3 設置協力者は、募金箱の設置場所および募金箱管理者を変更したときは、募金箱変更届（別紙様式第3号）を準備委員会に提出するものとする。

4 募金箱管理者は、募金箱を安全な方法で管理するものとし、募金箱の破損、紛失等があった場合には、募金箱破損・紛失等報告書（別紙様式第4号）により、速やかに準備委員会に報告するものとする。

(募金の収納)

第6条 募金箱管理者は、募金額を少なくとも年1回、募金額報告書(別紙様式第5号)により準備委員会へ報告するものとする。

2 募金の納付は、準備委員会が指示する方法により行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要項は、平成27年8月17日から施行する。



募金箱設置承諾書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会  
準備委員会会長 様

所在地 :

機関・団体名 :

代表者職氏名 :

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の趣旨  
に賛同し、下記募金箱の設置を承諾します。

記

1 募金箱設置数 \_\_\_\_\_ 個

2 設置場所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※設置場所が複数にわたり本表に記載できない場合は、任意の一覧表を添付してください。

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

募金箱受領書兼設置書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会  
準備委員会会長 様

所在地 :  
機関・団体名 :  
代表者職氏名 :

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の募金箱を受領し、下記のとおり設置しましたので、報告します。

記

募金箱 管理番号	設置場所 (所在地)	募金箱管理者		
		所属	職氏名	電話番号

※設置場所が複数にわたり本表に記載できない場合は、任意の一覧表を添付してください。

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

募金箱変更届

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会  
準備委員会会長 様

所在地 :

機関・団体名 :

代表者職氏名 :

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の募金箱設置に関して、下記のとおり変更しましたので、報告します。

記

【変更前】

募金箱番号	設置場所 (郵便番号・所在地)	募金箱管理者		
		職名	氏名	電話番号

【変更後】

募金箱番号	設置場所 (郵便番号・所在地)	募金箱管理者		
		職名	氏名	電話番号

※設置場所が複数にわたるときは、任意の一覧表を作成し、添付してください。

【記入者連絡先】

所属	
氏名	
電話番号・FAX番号	
メールアドレス	

募金箱破損・紛失等報告書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会  
準備委員会会長 様

所在地 :  
機関・団体名 :  
代表者職氏名 :

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金（はぴりゅう募金）の募金箱設置に関して、下記のとおり報告します。

記

- 1 募 金 箱 番 号
- 2 設 置 場 所
- 3 設 置 年 月 日      平成      年      月      日
- 4 破 損 ・ 紛 失 年 月 日      平成      年      月      日
- 5 破 損 ・ 紛 失 の 状 況 お よ び 理 由

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

募金額報告書

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会  
準備委員会会長 様

所在地 :  
機関・団体名 :  
代表者職氏名 :

平成 年 月末現在、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会募金  
(はぴりゅう募金) の募金箱に募金された金額を、下記のとおり報告します。

記

募金箱 管理番号	設置場所 (所在地)	募金額 (県への納入予定額)

※設置場所が複数にわたり本表に記載できない場合は、任意の一覧表を添付してください。

〔記入者連絡先〕

所 属	
氏 名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会  
募金・協賛推進委員会幹事会設置要綱（案）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、募金および協賛の詳細について実務的な検討を行うため、募金・協賛推進委員会（以下「委員会」という。）の幹事会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（幹事会への付託事項）

第2条 幹事会への付託事項は、別表のとおりとする。

（幹事会の構成）

第3条 幹事会は、委員会委員長が指名した幹事をもって構成する。

2 幹事会に幹事長および副幹事長を置き、委員会委員長が委嘱する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

（任 期）

第4条 幹事の任期は、幹事会の目的が達成されたときまでとする。ただし、幹事等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その幹事等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（会 議）

第5条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

2 幹事会は、付託事項の審議結果について、委員会に報告するものとする。

3 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶 務）

第6条 幹事会の庶務は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会事務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が  
委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。

別 表 (第2条関係)

付 託 事 項
募金および協賛の企画・推進に関すること

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会  
募金・協賛推進委員会 幹事名簿(案)

(敬称略)

役職	分野	役職等	氏名
幹事長	産業・経済関係	県経済団体連合会 専務理事	鰐淵 信一
副幹事長	スポーツ関係	(公財)県体育協会 専務理事	丹羽 治夫
幹事	産業・経済関係	県商工会連合会 専務理事	田中 喜吉
		県経営者協会 専務理事	峠岡 伸行
		福井経済同友会 事務局長	東山 清和
		県中小企業団体中央会 専務理事	田中 嘉久
		(一社)県銀行協会 事務局長	長岡 誠
		県信用金庫協会 事務局長	大橋 雅文
		県農業協同組合中央会 専務理事	松村 仁
		県漁業協同組合連合会 専務理事	中野 治一
		県森林組合連合会 専務理事	坂東 秀夫
		(公社)日本青年会議所北陸信越地区 福井ブロック協議会 運営専務	林 和哉
	(一社)県建設業協会 専務理事	上坂 義一	
	運輸・通信関係	(公社)県バス協会 専務理事	野本 章夫
	宿泊・衛生・観光関係	県旅館ホテル生活衛生同業組合 事務局長	高道 英一
		(公社)県観光連盟 専務理事	高松 康二
	医療・福祉関係	(一社)県医師会 事務局長	五十嵐 国行
		(一社)県歯科医師会 常務理事	前川 彰男
(一社)県薬剤師会 事務局長		山下 昭夫	
(社福)県社会福祉協議会 専務理事		中谷 章	

20名



# 說 明 事 項



説明事項

(1) 先催県における募金の種類ごと実績

(単位:百万円)

	長崎県	和歌山県
目標額	500	
協賛	180 36.7%	135
企業・団体募金	274 55.8%	募集中
募金グッズ	16 3.3%	
個人募金 ほか	21 4.3%	
合計	491	

募金・協賛に占める  
「企業・団体」の割合は9割。

(長崎県)

協賛金以外に、物品協賛（自転車、車体広告、プリンター、服飾等）として約1億2千万円相当額の協賛があったと公表。

(2) ふるさと納税制度の活用

・県外在住者からの募金は、ふるさと納税制度を活用いただく。

参考：別冊資料 P28

(3) 募金グッズ (公式) について

- ・はぴりゅうピンバッジ
- ・ぬいぐるみ (大、小) 等

参考：別冊資料 P29~46



# 参 考 资 料



# 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、第73回国民体育大会および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を福井県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針および計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技および会場地市町に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 大会開催および準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関および関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

## 第2章 組織

### (構成)

第4条 本会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県および市町を代表する者
- (2) 県および市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備に関係のある者

### (役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 3名以内

### (役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、福井県知事をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

#### (役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

#### (任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

#### (顧問および参与)

第9条 本会に、顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。
- 6 役員、委員、顧問および参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第10条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・協賛推進委員会
- (4) 検討会

#### (総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 大会の開催に必要な方針に関する事
  - (2) 会則の制定および改廃に関する事



- (3) 事業計画および事業報告に関すること
  - (4) 予算および決算に関すること
  - (5) 常任委員会および募金・協賛推進委員会に委任する事項に関する  
こと
  - (6) その他重要な事項に関すること
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。  
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、  
代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
  - 6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加  
わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ  
による。
  - 7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができ  
る。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長が指名し  
た者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応  
じて次の総会に報告する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること
  - (2) 検討会の設置および検討会への付託および委任事項に関すること
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること
- 8 前条第5項および第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(募金・協賛推進委員会)

第13条 募金・協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 募金・協賛推進委員会に委員長および副委員長を置き、会長が委嘱する。
- 3 募金・協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がそ  
の職務を代理する。
- 5 募金・協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金および企業協賛の  
推進に関する事項について審議し、決定するほか、募金および企業協賛の推  
進に必要な事業を行う。
- 6 募金・協賛推進委員会は、前項に掲げる事項を決定したときは、これを次

の総会に報告する。

7 第8条の規定は、募金・協賛推進委員の任期等について準用する。

8 第11条第5項および第6項の規定は募金・協賛推進委員会について準用する。

(検討会)

第14条 検討会は、会長が委嘱する検討委員をもって構成する。

2 検討会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、検討委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 財務

(経費)

第17条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(予算および決算)

第18条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 本会は第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成22年8月30日から施行する。

2 本会の平成22年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成22年8月30日に始まり、平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成26年8月4日から施行する。

## 総会から常任委員会および募金・協賛推進委員会への委任事項

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会および募金・協賛推進委員会への委任事項は、次のとおりとする。

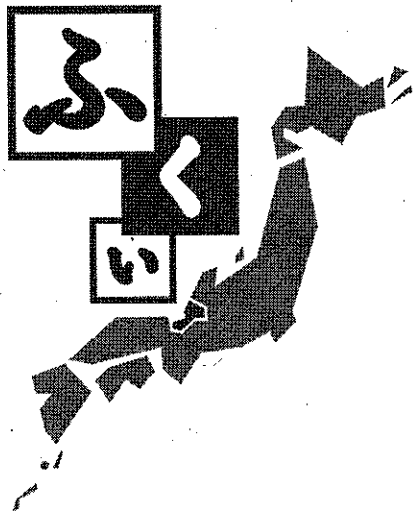
### (常任委員会への委任事項)

- 1 大会開催に関する方針および計画の策定に関すること
- 2 会場地市町の選定に関すること
- 3 県と会場地市町の業務分担および経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備に関すること
- 5 大会実施競技の選定に関すること
- 6 競技の企画および運営に関すること
- 7 審判員等の養成および編成に関すること
- 8 広報および県民運動に関すること
- 9 式典の企画および運営に関すること
- 10 宿泊および衛生に関すること
- 11 輸送および交通に関すること
- 12 警備および消防に関すること
- 13 その他開催準備に関すること

### (募金・協賛推進委員会への委任事項)

- 1 募金および企業協賛に関すること





健康長寿の福井

